

子育て家庭や子どもとのふれあい体験等を通じた
人口減少対策に資する調査・研究業務 仕様書

1 業務名

子育て家庭や子どもとのふれあい体験等を通じた人口減少対策に資する調査・研究業務

2 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務の目的と概要

札幌市は、2021年をピークとして人口減少局面に入るとともに、合計特殊出生率は右肩下がりであり、その数値は政令指定都市の中でも低位に位置し、令和5年は0.96と過去最低という非常に厳しい状況にある。

このような状況の中、合計特殊出生率の上昇など自然増加に向けた取組を引き続き推進・強化していくこととし、「質の高い雇用創出と魅力的な都市づくり」「結婚・出産・子育てを支える環境づくり」に加え、新たに「若い世代へ向けたアプローチの強化」を柱として掲げた「第3期さっぽろ未来創生プラン」（以下「プラン」という。）を令和7年3月に策定した。

プラン策定に際して実施した調査によると、独身男女の希望する子どもの数は、「子どもを欲しくないと考えている」が3割以上にのぼるほか、結婚への意識に関する調査では、独身でいる理由として、「結婚する必要性を感じない」「自由や気楽さを失いたくない」「趣味や娯楽を楽しみたい」という理由が挙げられ、結婚に対する価値観の変化が生じていることがうかがえる。また、プラン策定に当たっては、各分野の有識者から構成される「さっぽろ未来創生プラン推進有識者会議」での議論のほか、若者向けワークショップやパブリックコメントの実施など、幅広い立場・世代の方々から意見を伺ってきたところである。その中では、「世の中への漠然とした不安から子どもを持ちたいと思わない」「子どもや子育てについてネガティブな情報ばかりがあふれている」といった意見が挙がっている一方、「子育て家庭から直接話を聞いて子どもを持ちたいと思った」という意見もあった。

こうした状況を踏まえ、今後の人口減少対策を進めて行く上では、市民のマインドへの働きかけが重要であり、若い世代の人たちが、結婚、出産、子育て、さらには札幌での暮らしに希望を持ち、幸せを感じるための取組を推進し、明るい未来をイメージできる社会をつくっていく必要がある。特に、自然増加等の人口減少緩和につなげていくためには、子ども・子育ての良さ、喜びを特に若い世代に伝えていくことで、子育て等へのイメージアップ、子どもを持ちたいという気持ちや子どもを生み育てることの具体的なイメージの醸成を図る取組が必要であると考えらる。

少子化が進行し、普段の生活で乳幼児と触れ合う機会が減少している中、乳幼

児と触れ合う体験は、若者にとって子どもを生み育てることや家族を持つことがイメージできる貴重な機会であり、令和5年12月22日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（こども家庭庁）においても、「より多くの人々が、「こどもの誕生前」や乳幼児の育ちに直接的・間接的に関わる経験をすることは、自分自身が幼児期までの時に、保護者・養育者をはじめとして多くの人に支えられてきたことや、乳幼児が一人の主体であることに気づいたり、子育ての喜びの一端を味わったり、子育て当事者の立場への想像力を持ちやすくなったりする上でも重要である。」として、ふれあう機会創出の重要性や、「子どもと日常的に関わる機会がない人も含めて、次代をつくる存在である子どもの生涯にわたるウェルビーイング向上を実現することは、社会全体のすべての人のウェルビーイング向上を持続的に実現するために不可欠な未来への投資である。」と明記しているところである。

以上のことから、本業務は、札幌市の特に若い世代における子ども・子育てに対するイメージについて、子育て家庭や子どもとのふれあい体験等を通じたマインドの変化等を調査・研究し、その結果を年代や属性（兄弟の有無や子どもと接する機会の頻度等）ごとに分析したうえで、報告書の作成を行うものである。

4 業務内容

(1) 子育て家庭や子どもとのふれあい体験

乳幼児を育てる家庭とその乳幼児とのふれあい体験については、以下の内容を踏まえ、全2回を無料で実施すること。参加人数は各回30名程度、子育て家庭や乳幼児は参加人数に応じて適切な人数を手配すること。

乳幼児の抱き方等の注意点に関する動画を用いてわかりやすく説明するなどにより、乳幼児の安全の確保はもとより、参加者等の万が一の事故等に対応するための体制を整えること。また、同規模のイベントと比較して参加者及び従事者を対象とした適切な保険（死亡、後遺障害、入院、通院、賠償責任など）に加入すること。

ア 実施時期

こども家庭庁が定めるこどもまんなか月間（5月・11月）に合わせ、毎月1回、時間は2～3時間程度で行うこと。

なお、5月のこどもまんなか月間での実施は難しいと判断されることから、委託者と協議のうえ、適切な時期に実施すること。

イ 対象者

市内在住の大学生、高校生、中学生、小学生を対象とする。実施に当たっては、中学生及び小学生、大学生及び高校生とするなど、各回において世代間に差が生じないようにすること。

ウ 広報・参加者募集

受託者は広く広報を実施し、必要な参加者を集めること。

なお、募集案内の作成印刷及び発送業務、封筒等の制作、参加申込者の管理

等、募集に係る業務は、受託者の負担により行うものとし、参加応募者が想定人数に達しない、又は参加応募者の性別・世代等のバランスに偏りがある等の理由により、追加募集が必要となった場合について、効果的な手法を実施すること。

エ 運営にあたっては会場をはじめ必要なスタッフ（機材オペレーターや進行役等）、備品・消耗品等については受託者が負担すること。

オ 参加者への謝礼

参加者（子育て家庭のみ）への謝礼を用意すること。（クオカード2,000円分等の謝礼を想定）

カ 内容

以下の内容を想定するが、その他効果的な内容の提案は妨げない。

実施にあたっては、参加者の個別の事情に配慮するとともに、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう留意すること。

（ア）参加者に対し、乳幼児とふれあう際の注意点や、乳幼児や子育てについての基礎的な知識について事前説明を行う。

（イ）【ふれあい体験】

	ねらい	内 容
小学生	○乳幼児に興味・関心をもつ。 ○自分の成長を知る。 ○地域とのつながりを知る。	・乳幼児を見る、触れる、抱く、あやすなどの関わりを体験する。 ・乳幼児と遊ぶ楽しさを体験する。 ・子どもの成長についての話を聞く。
中学生	○乳幼児に興味・関心をもつ。 ○子育てにおける家族の役割を知る。 ○乳幼児の特徴や成長、発達の過程について学ぶ。 ○地域とのつながりを知る。	・乳幼児を見る、触れる、抱く、あやすなどの関わりを体験する。 ・乳幼児と遊ぶ楽しさを体験する。 ・乳幼児の親から子育ての話を聞き、親子の関わりを身近に捉えることで子育て中の家族の役割を知る。
高校生以上	○乳幼児に興味・関心をもつ。 ○乳幼児の特徴や成長、発達の過程について学ぶ。 ○乳幼児への関わり方を知り体験する。 ○子育てにおける家族について学ぶ。 ○地域とのつながりを知る。	・子育て世帯から話を聞いたり、乳幼児と遊んだりする中で、個人差があることや、成長の段階について知る。 ・乳幼児を見る、触れる、抱く、あやすなどの関わりを体験する。 ・乳幼児への関わり方を考えて遊ぶ。 ・乳幼児の親から子育ての話を聞き、親子の関わりを身近に捉えることで子育て中の家族の役割を知る。

キ ふれあい体験で生まれた感情や体験した内容を、ふれあい体験の場だけでな

く、参加者が各々のコミュニティ（家庭や自身の所属する組織、SNS 等）で発信したくなる仕掛けを考えること。

ク ふれあい体験の最後には、参加者同士が感想を共有するような時間を設けること。

ケ アンケート調査の実施及び分析

ふれあい体験前後の両方でアンケート調査を実施し、集まったアンケート結果を意味が変わらない程度に要約したうえで、内容ごとに整理した分類表を作成し、その内容を開催後速やかに任意様式により速報版として報告書を提出すること。分類方法は、詳細は別途委託者と協議するものとする。

アンケート調査の結果及び上記クで挙げられた意見をもとに、参加者の年代や属性（兄弟の有無や子どもと接する機会の頻度等）別にマインドの変化等を分析するとともに、年代や属性に応じた効果的な子育て等へのイメージアップ、子どもを持ちたいという気持ちや子どもを生み育てること、地域で子どもを育てる環境の構築について具体的なイメージの醸成に資する取組を提案すること。

アンケート結果は、委託者が行う事業へ反映させる可能性があること、参加者のマインドの変化を有効に分析できるよう、アンケートの設問を作成する際は委託者と十分に協議すること。

5 成果品の納品等について

受託者は、以下の成果品一式を DVD-R 等に保存した電子データ（電子データでの提供に適さないものについては委託者と協議）を令和 8 年 3 月 31 日（火）までに納品すること。

- (1) 業務完了届 1 部
- (2) 業務報告書 2 部
- (3) 成果物を収めた CD-R 又は DVD-R 等の記録媒体 2 枚

6 権利関係

- (1) 受託者は契約の履行に当たって行われた打ち合わせ、資料提供、調査事項等について第三者に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (3) 成果物は、本市が二次使用できるものとし、受託者は成果物の二次使用に対して札幌市にいかなる制限も課さない。
- (4) 本業務において使用する写真、イラスト及び文字等が受託者以外の者の著作物である場合には、その著作物の使用について、著作者に説明しその承諾を得るなど必要な手続きを取り、著作者と委託者との間に著作権法上の紛争が生じ

ないようにすること。

- (5) その他、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

7 環境への配慮

札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 再委託について

本事業の全部を再委託することは認められない。ただし、事業の一部について、再委託する合理的な理由・必要性が認められる場合は再委託を可能とする。この場合は、事前に札幌市の承認を得なければならない。

9 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務において取り扱う個人情報に関して、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ立ち入らないこと。

- (4) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。

(5) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生

じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

業務の実施にあたって必要な事項について、本書で明記の無い点または疑義や状況の変化があった場合は、別途、受託者と委託者との協議により内容を変更することができるものとする。

(6) その他

仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めると。

10 連絡先

まちづくり政策局政策企画部企画課 担当：志田 電話：011-211-2192
(中央区北1条西2丁目 本庁舎5階南側)

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

（注）委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。